

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）が、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、以下各号のいずれにも該当しない場合には、十分な独立性を有するものと判断します。

- （１）当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者^{※¹}又はその業務執行者^{※²}
- （２）当社グループの主要な取引先^{※³}又はその業務執行者
- （３）当社グループから役員報酬以外に直前事業年度において年間 10 百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう。）
- （４）当社グループから直前事業年度において年間 10 百万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
- （５）当社の主要株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接に保有している株主）又はその業務執行者
- （６）過去 3 年間に於いて、上記（１）から（５）までに該当していた者
- （７）上記（１）から（５）までに該当する者（重要な者^{※⁴}に限る。）の二親等以内の親族

（※ 1）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

（※ 2）「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員及び使用人をいう。

（※ 3）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう（当社グループが借入れをしている金融機関については、その借入額が当社グループの連結総資産に占める割合が少なくない金融機関とする。）。

（※ 4）「重要な者」とは、（１）、（２）、（４）、（５）については取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者、（３）については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）をいう。